

災害派遣等従事車両証明に係るボランティア証明書について

島根県危機管理防災課から、ボランティアが使用する車両で、**島根県内の高速道路**を利用して被災地のボランティアセンターを往復する料金については、平成30年4月25日から5月10日までの期間通行料金が無料となることが発表されました。

証明書の手続きは、ボランティアさんが出発前に、ボランティア活動をする大田市災害ボランティアセンターに災害ボランティア証明書を発行してもらい、次に最寄りの都道府県又は市町村（行政）で、その証明書をもとに、災害派遣等従事車両証明の申請をする必要があります。

提出の際は、次の「高速道路無料化のための手続き方法」を参照下さい。

【高速道路無料化のための手続き方法】

手順1. 「災害派遣等従事車両証明に係るボランティア証明書」を印刷する

「災害派遣等従事車両証明に係るボランティア証明書」（PDF）を開いて印刷し、必要事項を記入してください。

手順2. FAX を送信する

以下の宛先に FAX をお送りください。

大田市災害ボランティアセンター

FAX 0854-84-7576

手順3. 大田市災害VC より返信を待つ

センターにて内容確認後、FAX を返信しますのでしばらくお待ちください。※申込みが多い場合、お時間をいただくことがありますので余裕をもってお送りください。

手順4. 最寄りの自治体に申請する

返信された FAX 文書を添えて、県・市町村の担当窓口において、『災害派遣等従事車両証明書』の発行を申請してください。なお、災害派遣等従事車両証明の申請書は、ホームページ「平成30年島根県西部地震に伴う災害派遣等従事車両の取扱いについて」からダウンロードしてください。

※FAX 文書だけでは高速道路を無料で通行できませんので、必ず『災害派遣等従事車両証明書』を取得してください。

※不明な点は、最寄りの自治体でご確認ください。